

第8回

多重債務者対策本部有識者会議

2008年7月18日

金融庁 総務企画局

午後4時05分 開会

○吉野座長 それでは、大臣もお見えになりましたので、ただいまから第8回の多重債務者対策本部有識者会議を開催させていただきます。

今日は、お暑い中をお集まりいただきましてありがとうございます。

まず最初に開会に当たりまして、渡辺金融担当大臣から一言をごあいさつをよろしく願いいたします。

○渡辺大臣 多重債務者対策本部有識者会議の皆様には日ごろから大変積極的にご審議をいただき、また情報発信をしていただいておりますことに心から感謝を申し上げる次第でございます。

2年前になりますか、政府提案として貸金業法等の改正が行われ、政府を挙げて多重債務者問題に取り組んできたわけでございます。着実にその成果は上がっているものと認識しております。私が大臣になりまして、事件は現場で起きているという合言葉のもとに、さらに現場の声を金融行政に反映をさせていく、そういう姿勢を深めてまいったところでございます。本日も、そういった現場からの声を聞かせていただくわけでございます。

私の拙い政治家の経験の中で、やはり平成9年から10年にかけての金融危機というのが非常に大きな歴史の転換点であったような気がいたします。まさに相次いで大型破綻が起これ、平成10年から非連続的な形で自殺者の数がふえていったわけでございます。残念ながらこの数字は相変わらず高どまりをしているという状況でございます。

今、また世界的な金融不安が高まる中で、日本の景気の下振れリスクが高まっているわけでございます。日本の歴史の教訓を考えるならば、まさに再生という枠組みを我々はいろいろな場面で作ってきたわけでございますから、こうした枠組みが積極的に活用されることをさらに進めていく必要があるかと思えます。

私も議員提案ではございましたが、特定調停制度の提案者の一人でございます。そうした枠組みが事業者の再生にも利用されることは大いに望ましいことであろうかと思えます。また、日本版グラミン銀行といったマイクロクレジットが、まさにこういった状況の中で大変な威力を発揮するということがあろうかと思えます。ぜひそうした観点から、皆様のさらなるご議論を本日は賜りたいと考えております。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○吉野座長 大臣、どうもありがとうございました。

それでは、カメラの方、ご退席をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○吉野座長 本日は、前回と同様公開となっておりますので、皆様ご了承いただきたいと思っております。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

この有識者会議におきまして、昨年1月から4月にかけて行われました議論を踏まえまして、多重債務問題改善プログラムが昨年4月の多重債務者対策本部において決定されたところでございます。この多重債務問題改善プログラムにつきましては、施行の進捗状況のフォローアップを行うと。そして着実な実施を確保することが重要であるということが、ことしの5月に開催されました第7回の有識者会議において行われたわけでございます。

前回のフォローアップでは、総論として施策の着実な進展が見られるという評価はありましたが、他方でこの施策がどの程度債務者に届いているのか、そして今大臣のお話のように、どのような成果が上がっているのか。そういうものを定量的に評価できるように工夫すべきである。さらには現場の声を聞く必要があるというようなご意見がございました。そこで、今後秋口にかけて、3回程度有識者会議を開催させていただきまして、多重債務問題と対応する現場の状況、それから関係者のヒアリング、そして具体的な状況の把握、課題の抽出と、こういうものを行いたいというふうに思っております。

きょうは、2つのテーマを設けておりまして、第1点目はセーフティネット貸付けにつきまして、東京都商工会連合会の山本様、それから大阪府の社会福祉協議会の林様が委員側、皆様の左側のほうにお座りでございますが、お2人からご説明をいただくことになっております。それから後半の第2点目は、ヤミ金対策につきまして警察庁からご説明をいただきまして、皆様からご意見をいただきたいというふうに思っております。

それでは、まず最初にセーフティネットの貸付けにつきまして東京都商工会連合会の山本様からご説明いただきたいというふうに思います。東京都は中小企業は数としては一番大きいという面もございますので、ぜひお願いいたします。

○山本東京都商工会連合会専門経営指導員 ただいまご紹介いただきました山本と申します。拙い説明になるかと思いますが、よろしく願いいたします。

資料の8-1ということで、1枚ペラなんですけれども、後ほど説明をさせていただければと思います。

まず初めに、私の所属しております商工会並びに連合会につきまして簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

皆様、商工会議所、商工会、名前は聞かれたことあると思うんですけども、東京都内は東京商工会議所管轄になりまして、区内は東京商工会議所、例えば中央区でしたら中央支所ですとか、新宿ですと新宿支所とかになっております。私ども東京都商工会連合会は、主に都下の各市町村に商工会として成り立っております。現在、27の商工会がございます。島しょ地区に6ありまして、本土と言っているのかあれですけども21、合計27の商工会で、そこを管理管轄しているところが私ども商工会連合会ということになっております。

会員数は、当然商売している方が会員の条件になりますが、昨年19年度末、20年3月現在で3万2,275会員になっております。組織率は56.2%。この組織率といいますのは、東京都の統計局が小規模事業者数を公表しておりますが、19年度、20年3月現在が商工業者数が5万7,425、東京都の発表でありますので、それに対しての会員数になっております。大まかに言って、50%を切ってしまうと商工会の資格がなくなってしまうんですけども、一応東京都のすべての商工会は50%以上、50.何%から高いところでは70.何%と大分差があるんですけども、商工会として組織運営をしております。

主な事業といたしましては、個別の会員さん、会員さんにもとどまらないですけども、市内事業者さんに対する個別の経営指導、経営相談並びに市内商工業の振興事業といたしまして、その2つの柱を持って商工会は事業を運営しております。

私ども商工会27で、今回来るので改めて職員数を確認してきたんですけども、正職員、局長以下私ども経営指導員、補助員、記帳専任職員等、職務名称ありますが、合計で東京都176名で今は組織しております。その中で経営指導、経営相談を行う業務に従事しております名称は経営指導員、商工会経営指導員、専門経営指導員と3つの名称になるんですけども、経営指導員は現在85名であります。各商工会にももちろん会員数が多いところ、少ないところもありますので、大体3名から4名ずつぐらい指導員が配置されて、その業務を行っております。

その中で、経営相談、経営指導の中でさまざまな相談等がございますが、その中の一つに、きょうもこの会議の主題でもありますが、当然融資のご相談を受けることが多々あります。税務ですとか労務、経営全般の相談に対して、具体的に金融の相談、要するに金をどうやって借りるかという相談がほぼ50%ぐらいになっております。

私ども商工会連合会は、当然銀行ではないので自分たちに原資がありませんので、お金をその会員さん、事業者さんにはお渡しすることができませんので、いわゆる各種公的融資をご説明して、それぞれの事業所に合った融資をご紹介します、その融資の内容また書類の書き方等々説明をするという形になっております。

公的融資というのは皆さんご存じだと思いますが、東京都の場合は国の融資と東京都の融資、あと各市町村にはそれぞれ市内の商業育成ということで、各市町村に融資制度があります。私どもは、その会員さんに向けてわかりやすくパンフレットというか、ガイドをつくって説明しておるんですが、そのガイドの中には、いわゆる国、都、各市町村の融資のほかに、私どもが提携している金融機関の会員に特典がある商工会メンバーズローン、具体的には会員であることによって金利のプレミアム、年利、金融機関規定の金利があれば、そこからマイナス0.1、0.2等々するメンバーズローン、またここ三、四年は新銀行東京さんの融資の紹介、それも商工会メンバーズローンという形で載せております。

それと、私ども商工会連合会の上部団体である全国商工会連合会にも、直接提携をしておりますメンバーズローンがございますので、そのビジネスローンを紹介することによって、そのガイドを編集しております。また、その他、借り入れのポイントや、東京信用保証協会についての件でも載せております。

資料8-1の説明に移らせていただきます。

その実績の一部を、これは私ども商工会連合会の総会の議案書の一部を抜粋していたものなんですけれども、その中に金融指導事業ということで説明をさせていただいております。

①は中小企業者への金融支援強化ということで、19年の実績になっております。これは東京都商工会連合会傘下の実数です。これは貸付けの相談件数ではなくて、実績件数になります。ちょっと数字を追わせていただきたいんですけれども、私ども連合会では西武信用金庫、青梅信用金庫、私どもは都下が中心の商工会ですので、都下に地盤を置いているこの2つと商工会メンバーズローンをやっております。2件、17件と少ないのは、平成19年度に各信用金庫が独自の商品を新規に売り出しまして、そちらのほうを先に扱ったということで極端に少なくなっております。

新銀行東京さんも、平成18年度までは皆さんもご存じのとおり、かなり拡大融資を行ってございましたので、19年度からは極端に減ったことによって対前年比がそれぞれマイナスになっております。

②の小企業等経営改善資金融資制度に関する事業ということで、実績を載せさせていただいておりますが、これが私どもが国の国民生活金融公庫さんになるんですけれども、そこと提携をしまして、うちが一次審査をして、最終的には国民生活金融公庫さんが融資決定するんですけれども、二次審査をして融資を実行することによって、無担保無保証で行えるという融資でございます。私どもも融資等の相談が来た場合は、これを第一に考えてご相談させていただい

ております。

一番の特徴は、私ども商工会及び国民生活金融公庫さんと2段階で詳細に審査をすることによって、無担保無保証で、なおかつ低利で、基本金利は長期プライムレート、マイナス0.2の非常に低利な金利で行っております。あと3番と4番は後でお目通しいただければ結構でございます。

今、①、②で説明させていただいたんですけれども、国、都、市の融資、並びに私どもが提携しております金融機関による商工会メンバーズローンを利用できれば、その会員さん、事業者さん一番結構なことなんですけれども、もちろんそうはなかなかうまくいかないものでして、基本的には公的融資というのは当然最低条件として課税されているものを完納している。市税、都税、国税等々そうですけれども、最低条件がそうです。あと大体金融機関は2期間ぐらいの事業データを見ますが、片方が赤字になってしまうと大体公庫融資は難しい。低利ですから当然リスクもありますし、そのリスクを避けるということでそうになってしまっておりますので、2期間の決算書を確認して、どちらか1期が赤字になってしまうと公的融資は難しいので、私どもは商工会メンバーズローンですとか、全国連さんと提携をしております各種ローンを紹介します。

また、そこにも難しいという方がこのような融資を利用できない事業者が、今回のテーマで私ども説明してくださいと言われたと思うんですけれども、多重債務の入り口に入りかけているのかなという気は、日々の相談業務の中で感じております。

金融庁の方は、うちのほうに来て今回の説明をしていただいたときも話したんですけれども、多重債務者のデータはうちも当然持っておりませんし、親しい会員さん、事業者さんとも腹を割って話してくれる、そういうことはなかなか恥ずかしいので言えないんですけれども、基本的に商売というのは、経営は毎日続くものでありまして、いわゆるとまと血液の循環じゃないんですけれども、廃業、当然倒産という形になると言われています。業種的には、日銭が入るといいますか、小売り飲食とかはこのような多重債務になられている方は感覚として少ないと思われまして、いわゆる入金サイクルが非常に3カ月後の入金とか、3カ月後半金半手とかいいますけれども、建設業とか工業関係ですね。そのように入金サイクルが長い業種が、やはり私なんか相談していると金融相談でかなり苦しんでいるかなという感じはいたしております。

それを避けるために、当然、運転資金というものは用意しなければならないんですけれども、今のような公的融資等がなかなか借りるのが難しい状態で、なおかつ、当然担保保証人とかはないわけで、十何年前の景気のいい時代でしたら銀行さんも貸していただけましたけれども、

そういう状態ではない場合は、いわゆる事業者になりますので、サラ金ではなくて、よく商工ローンといいます。たまにうちが貸していると思って苦情の電話が入ってきたりするんですけども。ホームページ等々開いていただければ、いろいろぞろっと出てきます。金利で言うと十何%から上は上限とかで、スピード審査等々なんていうものです。

私たちなんかはある程度借入れが膨らんできましたら、ソフトランディングじゃないですけども、ある程度そういう形に持って行って、その商売をあきらめるじゃないですけども、もうこの辺で切りよく息子さんなんかに迷惑かけないように、ここでいいんじゃないかなんて相談なんか簡単に思ったりはしますけれども、当然、20年、何十年ご商売されている方はプライドもそれなりにございますので、そうすると、やはりその場でちょっと金利が高いけれども当座をしのげればということで、私なんかも相談に行ったらかなり親しくなっていくと、財務状況等を借入れをするときに確認しますので、借入れ明細書をぱっと見ると金利の高いやつがあって、何とかローンとかというのを結構目にするのが多々あります。

そのときは、当座はしのげますけれども、それで私も今回来るときにちょっと考えたんですけども、私も今は連合会にいますが、前に各市の商工会にいたときに、商工会は会員組織なので年末、年度末とかに会費の集金に行ったりすると、先週会った人がいなかったりとか。簡単に言うと夜逃げみたいな感じですよ。もぬけの殻になっていたということが、思い出してみると、十何年の間に3回か4回ぐらいありました。テレビドラマのシーンではないですけども、隣の人がいなくなっちゃったよなんて教えてくれるんです。どかどか玄関を蹴飛ばすとかはないんですけども、書類等々、内容証明みたいなものがポストの中にいっぱい入っていたのを見て、ああ、やっぱり景気が悪いななんて言っていたけど、やっぱりそうだったんだなと思うときがたびたびございました。

先ほどの商工ローンに最初に手を出して、借りて返済すれば当座はしのげるという形で1度借りてしまうと、当然それを返すにはということで、どんどん悪循環に入ってってしまうと思われま。

何でそこまでするのかというと、先ほど話したようにプライドもありますけれども、決算書とかを見ると全く赤字で、私だったら何のために商売しているのかと思ってしまうんですけども。すると、その代表の方の親父の時代から一緒にやってきた従業員さんとか番頭さんがいらっしゃるんですよ。その人が働いている限りはやめるわけにはいかないといって、借入れをしながら自分の所得はなくやっているという。責任感があるというのもありますけれども、また、自分で始めた手前、ご近所、親戚への——私は他人事ですからこんな簡単に言うと失礼

なんですけれども——見栄や意地で続けていくと、どんどん、どんどん悪循環に入っていくと。そういう方を多々見ております。

今のローンですけれども、バブルのときの不動産の取引じゃないですけれども、ある程度まではどんどん貸してくれますので、商工ローンもだれかがババを引くまでは当然貸してくれますので、最後はその人の家を持っていっちゃえばと。昔から何年かやられている方で金を貸すのは、当然ターゲットは不動産を持っている方というのは多いので。最後、どこまでいってしまうのかなというのは、見かけたことはございます。

本来ですと、そのような会員さんだけでなく、市内事業者の方がそのような状態になる前に、当然私たちの業務としては経営指導、経営相談を行っていますので、その前に多重債務を回避できて、健全な経営に持っていけるというのが私たち商工会の職員の使命であるんですけれども、なかなか先ほども話しましたけれども、そのような状況に近くなっていることを相談してもらえらるまで親しくなっていないというのが第1の原因かなと思われま。

幾ら私たちが商工会という看板を持って指導員ですよと言っている、なかなか直接、最初にお金を借りたいという話をすれば別ですけれども、そういう奥のところまで聞くというのはなかなか難しいですし、逆の立場になれば当然話しづらいのかなというのもわかります。

また、そのように親しくなるような、私どもの商工会の事務所や私どもが会員やその事業者のお店とか会社に入出入りするような方は、何だかんだ言って、表向きはヒーヒー言っていますけれども、健全経営をしている方が結局は多いということです。その方は大先輩方ですから、そういう方から私たちもまた勉強させていただいて、それをほかの会員や事業者さんにアドバイスしているというのが現状です。

こういう矛盾の中でやっているというのはあるんですけれども、今、話したように、やはりその会員事業者さんのなかなか言えないことを肌で感じるじゃないですけれども、胸襟を開いていただいて、なるべく細かくその説明を聞いてできればいいかなと思って、ふだん指導に当たっているという状態であります。

最後になるんですけれども、先日、この金融庁さんからうちのほうに説明に来ていただいたときに、多重債務問題改善プログラムの概要というのを先にいただいてちょっと見させていただきました。

第三者の意見は借りるのと貸すとどっちも悪い、お互いさまという意見もあるのかなとは思いますが、私はこういう仕事をしていますので、商売をしている方と多々接しておりますので当然その方の味方でありま。正直言うと、しっかりした経営観念をお持ちの方以上に、

大分経営観念の甘い、はっきり言ってこんなんでも商売できるのかという会員さん、事業者さんもいらっしゃると思いますが、それでもやっぱりそういう方を味方したいというのがあります。見させていただいた4つのトピックがあったんですけども、やはりなかなか私たちも対応しづらいうやみ金さん等も撲滅に向けた規制強化というのがこのプログラムにありましたので、それを私、連合会としては第1に挙げて、この会議で規制強化をお願いしたいなというのがあります。

雑駁なんですけれども、一応経験として話させていただきました。

座長、以上になります。

○吉野座長 どうもありがとうございました。

では、引き続きまして大阪府の社会福祉協議会の林様から、セーフティネット貸付けについてお願いいたします。

○林大阪府社会福祉協議会福祉資金部長 大阪府社会福祉協議会の林と申します。よろしくお願ひします。

それでは、お手元の資料、福祉貸付制度の現状と課題と、緑色の「貸付のごあんない」を用意させていただいていますので、それに基づいて説明をさせていただきたいと思っています。

時間の関係もありますので、ちょっと早口になるかもわかりませんが、まず、今回ご依頼いただいています生活福祉資金貸付制度ですけれども、この制度については、厚生労働省が定める生活福祉資金貸付制度要綱に基づいて設置されているという資金です。

具体的にこの緑の「ごあんない」を見ていただきたいんですけども、表紙の貸付けのごあんないの下に4行入れさせていただいています。これが厚生労働省が定める要綱の規定なんですけれども、「この貸付制度は、低所得者、障がい者または高齢者の世帯を対象に、資金の貸付と民生委員による必要な生活支援を行うことにより、経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。」という形で規定されています。

貸付原資ですけれども、国が3分の2、各都道府県が3分の1の補助によって、各都道府県の社会福祉協議会が実施主体となっています。社会福祉協議会は社会福祉法に規定されている社会福祉法人で民間団体です。都道府県社協が事業主体となって、申し込み受け付け等を市町村の社会福祉協議会に委託をして、民生委員さんが借り受け世帯の相談支援等を受け持つというような役割分担で、昭和30年から運営をしてきています。

「貸付けの現状と課題」の資料で具体的に数字を説明させていただきます。一般の7資金と離職者支援金など4資金を運用しています。

まず貸付け状況ですけれども、18年度の全国の貸付件数は8,768件に対しまして、大阪府の貸付けは1,101件ということで全体の12.6%を占めています。具体的な資金種類の構成は上の円グラフを見ていただきたいんですけれども、大阪では一番多い貸付けが修学資金68.0%、次に福祉資金14.9%、福祉資金というのは結婚、出産、葬祭とか福祉用具の購入とか障害者の車の購入とか、そういう経費ですが、それが2番目。3番目に療養資金が10.5%というような数字になっていまして、ほぼ全国的にも同じ傾向、数値になっていると思います。

全国的には、具体的な数字は持ってきていませんけれども、昭和55年をピークに生活福祉資金は減少傾向になってきています。それに対して大阪では、平成15年度834件、16年度が985件、17年度が1,185件、資料にもありますけれども18年度は1,101件、19年度は1,236件、年々貸付件数は大阪の場合は逆に伸びてきています。

47都道府県における貸付件数については、当然、人口規模を考慮する必要がありますので単純に比較はできませんけれども、例えば2つ目の箱の離職者支援金。これは平成14年に国の緊急雇用対策の一環として、失業している方に対して毎月20万ないし10万円を再就職するまで1年間お貸しする制度が運用開始しているんですけれども、これが全国で969件に対して大阪は371件ということで、38.3%を大阪が占めています。18年度の全国47都道府県の状況ですけれども、1件も貸付件数がないゼロ件が5県、それから東京都でも102件ということで、各都道府県間において非常に大きな差が出てきています。

この会議に出席するために、全社協から19年度の離職者支援金の数字を教えてくださいなんですけれども、その速報値は全国でさらに減りまして865件。18年度が969件ですから約100件減って、全国で865件に対して大阪は486件ということで、19年度は56.2%。全国の56%を大阪が貸付けをしているということで、これは私自身もびっくりしたんですけれども、幾ら失業率が高い大阪といっても、ちょっと異常過ぎるということで。大阪では貸付けは厳しくしています。特に後ほど触れますけれども、告訴等も10件近くやっているんですけれども、厳しくしているんですけれども、このような大きな格差が出てきているという現状になっています。

次の2ページは(2)貸付けの現状です。

ここでは、記載のとおり相談件数の約10%を貸付けしています。生活福祉資金では、市町村の社会福祉協議会で1万2,000件近く相談を受けているんですけれども、そのうちの約9.9%、離職者支援金の場合も10.9%という形で、貸付けまで結びついたケースは大体10%前後という形です。主に連帯保証人が確保できないとか、借金返済——借金返済ではうちはお貸ししませんので——というような形になっています。

それから、特徴として2つ目は②にも書いていますけれども、貸付件数全体から見て修学資金の占める割合が年々上昇してきているということで、17年度は全体の65.7%、18年度は68%、19年度は71%ということで、これは全国的な傾向と同じなんですけれども、貸付け全体の71%を修学資金が占めているということです。背景としては、大阪の場合は平成14年に保証人さんを撤廃していますので、全国的にもほとんど撤廃はしていると思います。若干、まだ保証人さんをとっている都道府県もあると思いますけれども、14年から修学資金の保証人は撤廃をしています。それと日本学生支援機構、元の日本育英会なんですけれども、有利子と無利子が逆転をしてきています。最近では、有利子のほうが無利子よりも多いと。それと成績の関係もあると思います。そういう点では、この生活福祉資金の修学資金については、主要制度から漏れてしまう低所得世帯の子供たちの教育機会の保障という点では大きな役割を果たしているのではないかなと思っています。成績は一切関係ありませんので。

反面、制度運用の課題なんですけれども、修学資金は無利子で、療養資金も無利子ですから、全体の80%が無利子貸付けという形になっています。生活福祉資金の場合は、年3%の利息を取っていますので、そのうちの2%が市町村社会福祉協議会、都道府県社協の事務費です。あと残りの1%は欠損補てん積立金ということで、どうしても返せなくなった方に対する支払い免除をするときの財源として確保するということになります。ですから、そういう点では8割が無利子ですから、当然利子が入ってきませんので、事務費とそれから欠損補てん積立金という財源が確保できないというような状況になってきています。

それと3つ目には、修学資金の中に占める母子世帯の割合が年々ふえてきているということです。これは大阪の数値なんですけれども、16年度が48.5%、18年度が54%、19年度は56%ということで、修学資金全体の中で母子世帯の比率が高くなってきているというのも特徴です。これは他制度優先ということで、母子の場合は母子寡婦福祉資金貸付制度という制度があります。ですから、当然、生活福祉資金の場合は母子家庭の方はそちらのほうに行っていただくという形で対象にしていらないんですけれども、例えば、資金交付までに3カ月かかるとか、連帯保証人さんが確保できないというような訴えがある中で、生活福祉資金のほうで対応するという形になってきています。

母子福祉資金も、連帯保証人は、例えば借受人が子供で連帯保証人さんにお母さんがなれば別に第三者は要りません。同じような制度運営をしていますので。ただ、大阪市の場合でしたら、例えば、お母さんが課税世帯じゃないと連帯保証人は確保してほしいという指導をしていますので、そういう点では低所得世帯の母子家庭にとっては、やっぱり保証人を確保するとい

うのはなかなか難しいということがありますので、生活福祉資金のほうに流れてくるといいですか。そういう点では、新たな制度改正以前に、生活保護も含めて既存制度の役割分担をもう一度洗いざらい点検し直すということは、今重要な役割になっているのではないかなというの、私は現場から思っています。

生活福祉資金の役割、それから母子福祉資金の役割、生活保護の役割というものを明確にしないと、お互いに振り合うみたいな形で、それが結果的に多重債務につながっていくという面もあるのではないかなというふうな率直な感想です。

それから4番目に長期生活支援資金。これは土地担保で高齢世帯に対する土地担保にお貸しをするんですけれども、これが社会福祉協議会がこの資金を担う一番わかりやすい資金だと思っています。ここに書いていますように、相談を寄せられる高齢世帯の生活実態というのは、外見の家屋とは裏腹に本当に収入が年金のみと。無年金者もいっぱいいます。そういう点では生活保護以下で不安を抱えながら生活をしているという実態が、この資金を通して浮き彫りになっています。

16年度の場合は23件の貸付件数に対して19件が生活保護以下の収入で暮らしています。生活福祉資金の場合は資産は問いませんので。貯金を崩して生活をしているわけですが、実際の収入そのものは本当に無年金とかそういう実態が明らかになってきています。

それから、次に(3)債権管理の現状なんですけれども、ここでは2つ入れさせていただいています。

1つは、自己破産ケースが急増してきているという形です。53年から平成9年の20年間で300件に対して、平成10年から19年の10年間で1,079件、これは借受人と保証人もすべて含めています。このような状況になっています。

生活福祉資金の一般の19年度は72人が自己破産ケースなんですけれども、そのうちの修学資金が20人で27.8%、それから転宅と療養資金がそれぞれ11人で15.3%ということで、自己破産ケースを申請する貸付けの資金種類は、やはり修学とか転宅、療養というような資金が多くなってきています。

反面、離職者支援金。これは19年度63人が自己破産申請をしてきたんですけれども、そのうち本人が41人、65%、保証人が20人で32%ということで、離職者支援金の場合は当然そういう方の保証人になる方自身も自己破産をされるというような状況になってきています。

19年度に63人自己破産を申請してきたんですが、そのうち4割が貸し付けて2年以内です。ということは、申請段階でもうかなり多重債務に陥っている。社会福祉協議会の場合は資産調

査ができませんので、信用を前提にします。4割の方がその段階でかなり負債を抱えて申請をしてきたということがうかがえると思っています。

それと、自己破産ケースのその後の生活はどうなったかと。例えば生活保護につないでいるとか、そういう生活実態については社会福祉協議会では把握はできていません。

それから②の生活弱者の貸付制度を悪用するケースの対策強化ということですが、悪質ケースに対しては毅然とした態度で臨むということで、16年度から10件、詐欺未遂・既遂で法的措置をとっています。これについては大阪府警本部知能犯係の全面的な協力もいただいています。それからマスコミ等でも報道がされるという形になっています。

それから貸付けあっせんの手口なんですけれども、具体的にどういう手口かといいますと、これは府社協に呼んで具体的に聞いた中で、例えば離職者支援金の場合はスポーツ新聞のローンガイド掲載を見て、サラ金の電話をして、当然ブラックリストに載っているのを断られると。すると、翌日に自分の携帯に「あんた離職者支援金借りないか」という形で電話がかかってくる。その業者のビルに行くとなんて書類が整っているという形。保証人さんも全く面識のない方が保証人。それで、保証人もほとんどうちの調査によると多重債務の方です。全部書類も握られていると。銀行口座を開設して通帳、カードを取り上げられているという形が一般的な形になります。

最近の新たな手口としては、貸付決定通知書の偽造です。大阪府社協の決定通知書を偽造して、貸付中を装って第三者から詐欺をする。ですから、直接府社協は被害をこうむっていません。例えば、府社協から120万円決定をしてもらったと。毎月10万ずつ送金しますから、120万円の決定通知と10万円の振込通帳。ご丁寧に大阪府社協から10万円振り込んだというふうにしちっと打ち込まれているんです。それを第三者に見せて本人を信用させて、毎月ここに10万ずつ送金があるから、120万のうち100万貸してと。20万円はあなたにあげるといって100万を借りる。翌月通帳に入って来ないから、大阪府社協に電話がかかってくる。大阪府社協では、索引簿で調べても名前が出てきませんから、どういうことですかという形で地元に行って話を聞くと、新たな手口として、今、出てきています。

それと当然ですけれども、事務所が090という形でなかなか追えないというような形になってきています。ただ、これについては先ほど言いましたように、大阪府警本部の全面的協力のもと、やっぱり毅然とした対応をさせていただいています。

それから最後に3ページです。

(4) と (5) ですけれども、時間の関係で説明できないかなと思って書いてきました。

貸付斡旋詐欺事件の背後にある多重債務者問題ということで、先ほどの手口をいろいろと事情聴取する中で、初めからうちの資金をだまし取ろうというふうに計画したんじゃないで、2番目の○にありますように、不正貸付けとわかっているけれども、やはりほかに手だてがなく不正を働いてしまうという多重債務者の心理というのを、この間、感じています。本当に過酷なサラ金の取り立てとか、毎月の返済金をどうしようかということで必死になっているときに、スポーツ新聞のおとり広告に簡単に引っかかってしまうというような実態が明らかになってきています。そういう点では、リストラとか倒産、病気等、予期せぬ事態で多重債務の中に引きずり込まれていく中で、やはり行政の公的役割としての生活保護とか、それから生活福祉資金、母子福祉資金というような資金を広報していくということは、非常に重要な役割ということは認識をしています。

さらにその認識の上に立って、これは最後に訴えたいわけですが、(5)の課題として、社会福祉協議会がそういう点では主体的に事業に取り組む環境整備をぜひともお願いしたいということです。今回の多重債務問題改善プログラムにおいても、生活福祉資金が全面的に出てきています。本当に丁寧な相談とかいう形で書いていただいています。それは本当にそのとおりです。そういう点では強調されていますけれども、2つ目の○にありますように、相談窓口となる市町村の社会福祉協議会の実態は、国基準の8万700円、これは年間です。ただ、18年度からはもう金額も明示されていません。ただ、大阪の場合は8万700円、それに大阪府の補助も含めて年間10万2,791円、これが実態なんです。これで生活福祉資金の事務をやる。当然、職員も張りつけるわけにはいきませんので兼務という状況になりますし、このような実態があるということは認識をしていただきたいなと思っています。

そういう点では、この資金をめぐっては債権管理の困難さと社協職員の資金離れ。ここまで書きたくなかったんですけど、例えば、担当者個人に威圧的な言動をかけて、本当に貸付件数だけでは判断できません。ややこしいケースが来ますと、1週間も2週間も職員が詰めまくられます。最後は市長に会わせるとか、今もちょっとそういうケースがあるんですけど、市長は全然関係ないんですけど。そういう形で1週間、2週間担当職員が缶詰にされて、そういうような形で、もうかかわりたくないというような状況も出てきていますので、組織的なバックアップ体制を組んでいかなければならない。

それから、民生委員さんの負担感。民生委員さんも児童委員を兼務しています。虐待問題とか、何でもかんでも民生委員ということになりますので。ちょっと古いんですけど、平成12年に大阪府の社協が民生委員さんの意識調査をしたんですけど、そのうちの88.1%の民

生委員が、資金関係はもう嫌だと、かかわりたくない。それはなぜかという、やはり滞納への不安です。やっぱり貸し付けたら当然返していただかなきゃなりません。担当は民生委員になりますので。そういう滞納への不安というのが、民生委員さんにとっても非常に負担感になってきています。それと市町村社協の事務費問題とかいうことはあるんですけども。

このような状況が放置される中で、正直言いまして、多重債務問題改善プログラムでも、それから厚生労働省の委員会の報告の中でも、本当に生活福祉資金の名前が今どんどん、どんどん出てきています。そういう点では制度の位置づけが先行しているという面で、ぜひとも多重債務対策としての、本当にそういう必要性は認めるわけですけども、事務費、人件費の確保という事業運営体制の整備が本当に必要不可欠ということで、社会福祉協議会の職員が主体的にこの事業にかかわれる環境整備をぜひともお願いしたいなということで、今回、こういう場にお呼びいただきましたので、最後にその点を訴えて説明を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○吉野座長 どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、警察庁のほうからヤミ金対策についてご報告をお願いいたします。

○四方警察庁生活安全局生活環境課生活経済対策室長 警察庁の生活経済対策室の四方と申します。よろしくをお願いいたします。

私どものほうからは、ヤミ金対策ということで検挙状況でありますとか、近年におきますヤミ金の傾向等々につきましてご説明をしたいと思います。

まず、統計の関係でございますが、資料8-3の1枚紙で10年ほどの状況が書いてございます。平成19年につきましては、検挙事件数が484件、検挙人員で995人ということで、およそ50%、あるいは40%の対前年比の増加ということになっております。被害金額のほうも、ほぼ今言いましたようなパーセントで金額が伸びておるということでございます。

この検挙事件数の増加に関します評価でございますが、私ども全国の都道府県警察に集中取締本部を置きまして、そこで一生懸命検挙しています。検挙事件数という、仕事をした結果の数字でございますので、この件数をもとにヤミ金融そのものがふえた、減ったという話ではないものだと理解をしておるところでございますが、ヤミ金融はその名前のおり基本的には潜在をしておる活動でございますので、実数のところは残念でございますけれども、私どもでははかりかねているところということでございます。

このヤミ金融の近年目立つ形態につきまして、資料には書いてありませんがご説明したいと思います。巷間言われております090金融とか、あるいはシステム金融という手口が目立って

おるわけでございます。090金融というのは携帯電話を使っているというぐらいの意味なのでありますけれども、その携帯電話も当然のことではありますが、自分のをそのまま使うということは例外的でありまして、他人名義の携帯電話等を何とか調達いたしまして、それを使います。先ほどもご発表の中にありましたけれども、だれが取り立て、あるいは貸付けをやっているのかにわかになかなかわからないようにしております。それから、債務者の方が振り込みをする預金口座、銀行口座等につきましても、これも他人名義等のものを調達いたしましてやりますものですから、そこからもなかなか実行犯を特定するのは難しいということです。

それから、かつてはこのヤミ金融の中でも登録を堂々としてやっておる者も結構多かったのですが、最近ではそういう登録業者というのは徐々に減ってはきてございまして、当然、この090金融等におきましても登録業者でない者も多いわけございまして、そこで拠点、いわゆるアジトといいますか、電話で取り立て等を行っている犯人たちがおる拠点を発見する、あるいはやっている人たちを特定するというだけでも、かなり難しい作業ということになっております。

先ほど来のご発表のように、現場の捜査官がどのようにしてこのヤミ金融を解明していくのか、実は発表したいところではございますが、これは捜査上の秘密でありまして、詳細には申し上げられないのでありますが、端的に言いますと、まさしく汗と涙の世界といいますか、大変な労力をかけることによって何とか解明しているということでございます。そういう意味では事後的に検挙するというこの仕事自体は、残念ながら必ずしも効率的ではないということでございます。

それからシステム金融といいますのは、これは1つのグループで違う名前でも何店舗もお店を出しまして、それで恐らくは名簿屋と言われていたところから多重債務者の方々の名簿を入手いたしまして、かわるがわるに融資の勧誘をします。ある店舗での貸し出しが大分行き詰まってきたなと思うと、次の店舗からまた勧誘する。困っているのです、すぐにまた飛びついてしまうというふうなことを、先ほど言いました090、この他人名義の携帯電話等を使って大規模な形でやるわけでございます。

昨年、警視庁で検挙しました事例では1万4,000人に対しまして約35億円を貸し付けておったというような事例がございます。これは1グループで、本部が3カ所、それから11店舗ぐらいありまして、35人を逮捕したという大きな事件でございます。

こういうシステム金融におきましては、末端の実際に貸し出しとか取り立てをやっている末端の者と店長ぐらいはまあまあ顔を会わせているわけでございますけれども、その末端の職員

がグループ全体を統括する本部がどこにあるか全然わからないようにして、末端店舗が検挙されたときに全体が解明できないような工夫をいろいろしておるといってごさいます。

そういう携帯電話や他人名義の預金口座を利用しておる犯罪でございますので、ある意味、今、別途話題になっております振り込め詐欺の対策とやや共通することがございまして、振り込め詐欺の対策とあわせまして、私どももいろいろな対策を検討しているところであります。

1つ有効な対策になりますのが、口座凍結の要請ということございまして、相談者から振込先の口座がわかり、ヤミ金融ということがほぼ間違いないという段階で金融機関に対して口座凍結の要請をするわけございまして、まだ暫定の数値でございましてけれども、本年の上半期、1月から6月で口座凍結の依頼が7,382件ということで、昨年1年間の依頼にかなり近い数をこしは上半期だけでもやらせていただいております。

それからもう一つが、携帯電話の契約者確認の求めという仕組みがございまして、携帯電話の通信事業者に対しまして、この携帯電話は本当に本人が使っているんでしょうかということを確認していただく、そういう作業の根拠となっている法律がございまして、その法律に基づきまして確認の求めというのをやっております。これも平成20年上半期の暫定値でございまして、235件ということで昨年1年間の数を上回る数をやらせていただいているところでございまして。このように検挙ということとあわせまして、ヤミ金融をやりにくくする活動というものもあわせましてやっておる次第でございまして。

それから、前回のこの会議の際に、先生方からご指摘の出ました手口について若干ご説明いたします。

まず1つはインターネットを利用したヤミ金融というもの最近はお始めてございまして、残念ながら恐らくすべてを検挙できているというわけではないと思っておりますけれども、これまでもインターネットを利用したヤミ金融というのを検挙したこともございまして。私どもといたしましては、そういうような新しい手口ですね、インターネット等を利用した手口にも今後とも着目して検挙していきたいなと思っております。

もう一つ、非弁活動というものにつきましても検挙をいたしております。いわゆる弁護士等の資格を持たない者がやっております活動につきましても、発見して証拠がそろいましたら当然のことながら検挙をしているということございまして。

以上がこのヤミ金融の取り締まりの関係の話なのでございまして、もう1点、本日はメインテーブルの先生方には私どもでつくっておりますヤミ金融事犯相談対応マニュアルというのをお配りしてございまして。

4訂版ということですが、つい最近改訂したのでございますけれども、これにおきましては恐らくは後でご議論もいただくかと思うんですけれども、6月10日に出了た最高裁判所の判決を踏まえた記述の訂正と、それから先ほどもちょっと申しました口座凍結につきまして、新しい法律が最近施行になりましたものですから、その内容を踏まえました改正をさせていただきますところでございます。

マニュアルの表に内部用でございますのでお取り扱いには十分配慮いたしますと書いてございます。これはヤミ金融対策をまじめに検討していただいている皆様方に見ていただくのは何ら差し支えないのでございますけれども、積極的な公開は差し控えたいと思っておるのでございますが、先生方にはご審議、またご指導などをいただければと思っておる次第でございます。

簡単ではございますが、警察庁からは以上でございます。

○吉野座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の先生方からどなたでも結構でございますけれども、ご意見ございましたらいかがでしょうか。

宇都宮先生から資料がございますが、簡潔にご説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○宇都宮委員 それでは、私の出した資料について若干説明させていただきます。

前回の有識者会議でもちょっとコメントしましたけれども、最初の1ページは自己破産の申し立て件数がかかなり減少してきているという、司法統計に基づく一覧表です。

それから、2ページは先ほど四方室長のほうから、検挙は上がっていることが必ずしもヤミ金がふえているということにはつながらないという指摘もありましたけれども、弁護士会あるいはヤミ金被害対策弁護団におけるヤミ金の相談件数はかなり減少してきているという、ヤミ金相談件数の減少の表です。

それから、先ほど四方室長から6月10日の最高裁判決について触れられましたけれども、これは本多委員のほうからも最高裁の判決が提出されていますけれども、私のほうからは、3、4、5ページと当日の判決に関する日弁連の会長談話と弁護団声明です。この内容は、基本的には元本の返済は一切不要であると。理由は、民法の708条の不法原因給付に該当するので、元本の返済は不要であるということと、加えて被害者がヤミ金に損害の賠償、あるいは不当利得返還請求する場合に、ヤミ金が交付した元本を被害者の損害賠償請求から差し引くということも一切行わないということなんです。

例えばヤミ金が10万円を交付して被害者が100万円を払った場合は、これまでは100万円全額

の返還請求が認められるかどうか議論がありまして、この原審の高松高裁は、ヤミ金が交付した10万円を差し引いた差額の90万の返還請求しか認めなかったんですね。これに対して最高裁は、そもそもヤミ金の出資法違反の高利の貸付けというのは不法原因給付に当たりますので、元本の返済も返還も認められないし、相殺の対象にもならないという明快な判断をしております。したがって、我々再三この場でも指摘しましたがけれども、被害者が警察に相談に行った場合、よく「借りたものは返さない」と「せめて元本は返さない」と、こういう対応がよく見られたんですけども、こういう対応は明らかに最高裁の判断に反するものですので、最高裁の判決を踏まえた対応を徹底していただければと思います。先ほど四方室長が説明された対応マニュアルでもそういう点については、判決を踏まえて改正されていますので、全警察官にこれを徹底していただければと思います。

それから、資料の6ページからなんですけれども、セーフティネット貸付けについては、主にやはり中小企業融資の問題で、1つは商工ローンの債務を抱えている中小零細事業者に対する相談の体制づくりをもっと強化する必要があるんじゃないかという書面です。この間、一般の消費者金融というのは貸付残高を減らしているんですけども、実は商工ローンの中で、大手の商工ローン業者の中には貸付残高をふやしているんですね。恐らくこの背景には、最近の原油高、原材料高、サブプライムローン問題などが影響した景気後退現象の中で、中小零細事業者の経営が厳しくなっていると。そういうところを逆手にとって積極的な融資勧誘が行われているようです。

それで、我々の把握しているところでは、中には本当は政府系金融機関の融資が受けられるところなんですけれども、そういうところは余り宣伝されていなくて、商工ローン業者のほうで融資勧誘を猛烈に行われているというところが含まれていますので、そういう高利の商工ローンを利用した場合の相談体制をもう少し組織的にやる必要があるんじゃないかというのが一つの提案です。

それから、そういう政府系金融機関を利用する場合に、商工ローンを借りていた場合とか税金の滞納、特に消費税の滞納がある場合は現状では融資が受けられないということになっていますけれども、この辺の要件を緩和ができないかということをご検討していただければと思います。

きょうは大臣も先ほどお話しありましたけれども、こういう中小企業に対するセーフティネットはまだ不十分であると思いますし、特に私気になっているのは、最近、貸金業界サイドで中小企業の倒産がふえているのは貸金業法改正のせいであると、こういう指摘をして貸金

業法の見直しを求めるキャンペーンを活発化させている動きもありますので、この点は非常に改善プログラムの中でも重要なんじゃないかと思います。

それから、大阪府の社協の林さんの説明にもありましたけれども、生活福祉資金は一つは保証人が必要だということで、なかなか生活福祉資金を受けられないというような方が多いようですので、この辺の例えば30万までは保証人をつけなくてもいいとか、そういうことが検討できないのかどうか。融資に当たっての条件を緩和できないかという検討をしていただけたらと思います。

それからもう一つは、融資をしたけど、離職者支援資金で、19年度に自己破産を申請したケースの4割が2年以内の申込みだったということですが、何かその段階で融資に関連して、多重債務相談と密接な関係を持って融資をする体制がつかれないか。この有識者会議でも一回、岩手の消費者信用生協のヒアリングをやましたけれども、岩手の消費者信用生協に関しては、必ず債務整理を条件として融資をしている。したがって、焦げつきがほとんど零コンマ以下であるというような報告がありましたけれども、この生活福祉資金なんかの融資に関連しての多重債務者の債務整理と連動するような体制づくり、そういうことをぜひ検討する必要があるんじゃないかと思います。

以上です。

○吉野座長 ありがとうございます。

今の点に関しまして、林部長いかがでしょうか。生活福祉資金に関して。

○林大阪府社会福祉協議会福祉資金部長 今、先生からご指摘のあった内容はそのとおりだと思います。ここに朝日新聞と読売新聞をちょっと持ってきたんですけども、例えば阪神・淡路大震災。我々社会福祉協議会のメンバーは全国ネットですから、阪神・淡路大震災のときには大阪府社協が全国の対策本部をやりまして、全国から支援に来たメンバーを調整とか、当然兵庫県でも、緊急小口貸付けというのが厚生労働省から出されますので、生活福祉資金の緊急貸付けをするわけです。そのときに当然、保証人も要りませんし、居住確認もほとんどできない状態で貸付けをします。

ですけれども、それがまた読売新聞で「阪神淡路大震災福祉資金滞納47億円」という形で12年後には指摘がされて、国とか県は滞納は多額で見逃せない。粘り強く督促は求めるというようなコメントをされていますし、朝日新聞の場合は貸付金が未回収272億円で、そのワーストワンは大阪という形で。

そういう点では、やはり債権回収ができなくなる可能性は十分ありますので、例えば自己破

産をしているとか、亡くなっているとか回収できないケースについてはきちっと債権整理をする、支払い免除をするというのを前提でやらなければ、最終的には都道府県社協がそういう形で会計検査院からも指摘されますし、大体いつもメインです。大阪府の監査委員の監査でも、一番メインは資金です。一番やりやすいというか、数字がはっきりわかりますので。

だから、そういう点では先ほど説明しましたように3%のうちの1%が欠損補てん積立金という形で、そのお金そのものが積み立てられない状況がずーっとこの間来ていますので。やっぱりそういう点で、今先生の指摘の柔軟に対応するのはいいんですけども、じゃ、債権回収できなかった場合の問題に対して、きちっとそういう制度を整備していただきたいと。

それから生活福祉資金の場合は、初めから自分は多重債務ですという形で申請をしてきたら、もうその段階で、「すみません、返済能力ないから」ということで断らざるを得ないんですよ。ですから、岩手県とかいうのは初めから多重債務の整理をするという前提で正直に全部洗いざらい出してきてやりますけれども、うちの場合どっちかという、みんな隠します。言うと断られてしまいますから。

ですから、そういう点ではじゃ、どういうふうにしたらいいんだということで、サラ金の信用情報ってありますよね。申請段階で本人が申告してきませんので、じゃ、一回信用情報を全部出してもらおうかということで一遍考えてみたんですけども、そをやると1通取るのに930円かかるんです。それはまた本人の負担になると思うし、それを取ることをやると、逆に信用情報機関も今後一切開示しなくなる可能性もありましたので、その点は非常に制度的な問題として検討していかなければならないかなと思っています。

以上です。

○吉野座長 ありがとうございます。

では、本多委員どうぞ。

○本多委員 全国クレサラ被連協の本多です。

大阪の生活福祉資金の貸付制度ね、先ほどお話聞いて、大阪は本当に頑張っているんだなというようなことがよくわかります。逆に言うと、ほかの都道府県はどうしているんだろうと思うんですね。宇都宮先生の提出資料の一番最後のページに、消費者向けと事業者向けの公的な貸付制度一覧が添付されておりますけれども、まずここにある貸付制度を充実させるといいですか、今あるわけですから、本当にいざというときに困ったときに借りられるという制度をぜひ充実していただきたいし、また、こういうことがあることを知らない人が本当に多いんです。だから、余り宣伝されていないんじゃないかというふうにも思いますので、いざというときに

はこういうところもあるから大丈夫だよという、そういう広報をぜひしていただきたいと思っています。

私、やはり本当に大事なものは緊急小口資金の貸付制度と、それから大阪の方が言われていましたけれども離職者の貸付制度、これは本当に充実させるべきだなと。大阪の人は本当によく頑張っていてやっつけているんだなという印象を持ちました。

それからヤミ金対策についてなんですけれども、私の「本多委員提出資料」に判決が出ておりますが、②のところでは私たち判決を受けて被連協ニュースを出しておりまして、非常に画期的な判決だということで、この判決を武器に、被害に陥った方々が最高裁判決でもこうなっている。だから借りたものについてはもう返す必要がないんだ。払いませんと。払ったお金は返してくださいということで、勇気を持ってヤミ金融に立ち向かうことができます。

それから、先ほど四方さんのほうから報告がありました警察庁のマニュアルに、この最高裁判決のことが触れられていて、払う必要ないと。払うなと。警察に行ってもそのように言われたということで、被害者の人たちもこわごわですけれども、ヤミ金融と対決するときにはこれが大きな武器になっていて、警察庁の方、よく頑張っていて書いていただいたなというふうに感謝を申し上げます。

ただ、このニュースの3ページをごらんになっていただきたいんですが、その冒頭部分に、ことしの5月末に「ヤミ金融110番」活動をやりまして、件数は少なかったんですが、全国で50団体余りで取り組みをしました。その結果なんですけど、ヤミ金業者の種類の関係では、登録業者が従来から比べると全然減っています。東京都知事登録が5%、地元の県知事登録で3%、無登録で非対面型、要するに全く連絡先その他もわからないでやるのが54%です。対面型の貸付けというのは12%、地元の業者が多いんですが、パチンコ屋の隣とか、あるいは駅前の喫茶店とか、そういうところでお金の受け渡しをするというやつもあります。

それから、取り立ての被害の状態も、相変わらず被害実態はあります。

その中で警察に対応したときの状態ということで、私たちは警察に要請に行ったときに、どういう状況だったかというアンケートを求めてもいるんですけども、そこで対応がよかった例が27%、悪かった例が73%です。悪かった例というのは、借りたものは返せとか、あるいは殴られてこいとか、ガラス割られなければ動けないとか、事件にならないという形で動こうとしないという事例があります。これは警察庁の相談4訂版が出る前のものですから、4訂版が出た後、対応がどんどん変わってくるだろうと期待をしています。

引き続きヤミ金はまだありますので、できればことしじゅうに本当にヤミ金が1件もなくな

ったというような、ヤミ金撲滅元年と言えるような年にぜひしていただきたいし、政府、民間あわせてあと都道府県、警察ですね、ぜひヤミ金撲滅に頑張ってもらえるようにしていただきたいと思っております。

それから、きょう冒頭大臣が調停制度についての特定調停の利用の問題を触れられておりました。私の資料の中の一番最後のページに調停制度についての活用についてと、それから問題点を書いております。支払い不能に陥った方が立ち直りのための特定調停ということで制定されて、債務者のための調停ということになっていて、一般的には利息制限法の上限金利に沿った債務計算をし、金額を減らし、無理のない返済方法で組みかえるという制度として活用され、金融庁の相談マニュアルにもそのことが伝えられ、債務者本人で費用もかけずに解決できる道筋、債務整理の方法として評価されているこの特定調停制度なんですけれども、裁判所によっては、支払い義務のない家族に保証人をさせるとか、利息制限法に基づく減額計算をしないとかいろいろな問題があって、その都度私たちは裁判所や最高裁判所に要請をし、そんなことがないようにやっています。

そうした中なんですけど、実はここに書いていますように、これは滋賀県の野洲市で起きた事例です。26万円を調停の申し立てをしたんですけども、利息制限法に基づく計算を一切しないで一括で支払えということで調停が対応されて、支払ってしまったと。その野洲市の相談員は法律を知らないという形で非常に侮辱的なことをしたという報告がありまして、そもそもやはり裁判所の対応というのが問題だと。ここのあたり、私、こういう対策本部としても特定調停制度が正しく運用されるような啓蒙を含めてやっていくべきじゃないかと思って資料を提出させていただきました。どうもありがとうございます。

○吉野座長 調停委員というのはどこが見ているのでしょうか。これは官庁でいくと裁判所ですか。そういうところが、きちんと調停委員の方にこういうものをしっかり伝えておかなくちやいけないということでございますね。

それから、先ほど広報でいろいろ生活福祉資金とか、それから政府系金融機関のさまざまなこういう貸付けが、なかなか一般の方にわからない。これもやっぱり何らかの形で、こういう困った方々が利用できるチャンネルがなっていないといけないと思うんですけれども、大阪などの場合には、こういう生活福祉資金の広報といいますか、利用者に対してはどのようなふうに行われていらっしゃるのでしょうか。

○林大阪府社会福祉協議会福祉資金部長 余りやっていません。

ただ、離職者支援金を導入するときには大型のポスターをつくりまして、大阪市営の地下鉄、

それから京阪電鉄の全面的な協力で駅に張りめぐらしました。でも、そういう形で広報等はさせてもらっていましたが、日常的な形は、市町村の社会福祉協議会に例えば広報を載せてほしいということで版下をつくってと思っても、なかなかやはりいろいろな事情がありまして、先ほどの体制上の問題もあります。

平成14年7月に大阪司法書士会さんが多重債務の方に対するアンケート調査をとったんですけども、やはりそのうちの8割の方が当然行政とか社会福祉協議会のそういう資金を知らなかったということで、サラ金に行かざるを得なかったというような調査結果も出ていますので、そういう点では本当に広報不足というのははっきりしています。やっぱり制度を知らされていない、知らせていないということははっきりしていますので。ただ、全く件数が少ないからその府県社協は何もしていないかという、先ほど言ったようないろいろなケースがありますので、最終的に貸付けに結びつくまではなかなか厳しい面もあるということをご理解していただきたいなど。

ただ、非常に都道府県格差は出てきています。これについては、全国社会福祉協議会を中心にきちっと分析をして、大阪が何でもかんでも申請があったら決定しているのかととらえていただいたら、逆に言えば大阪が一番審査も厳しくしているというふうには思っているんですけども、そういう点では一回やる必要があるかなとは思っています。

ただ、厚生労働省さんがちょっと何かの会議で言われたという情報が入ったんですけども、例えば、新聞に一面広告を出すとかいうことを、もしかそういう形で広報すればいいかという、やはり都道府県の社会福祉協議会の意見を十分聞いていただいた上で広報もしていただきたいなど。窓口がきちっと体制がない中でされると、逆に混乱が起こるという面もありますので、そういう点ではしつこいようですけれども、都道府県・市町村社協が主体的に事業に取り組む環境を整えるということも一番重要と思っています。

○吉野座長 厚生労働省のほうからいかがでしょうか。お願いいたします。

○寺尾厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 この生活福祉資金のそもそも制度ができた根本は、福祉という観点でございまして、老人でありますとか、障害者でありますとか、母子家庭でありますとか、低所得世帯が生活保護なんか転落しないように、事前に一時つなぎ資金としてお貸しするよという、国と都道府県が3分の2、3分の1という負担をして貸し付けてきておるわけございまして、こういうある意味では多重債務を対象にしてやってきたわけではないので、なかなかそういう観点での広報というのを考えていないわけございませ。福祉の観点でございまして、いわゆる福祉事務所でありますとか、社会福祉協議会であ

りますとか、そういうところの窓口にお見えになる福祉を必要とする低所得者に対して、こういう制度がありますのでつないてくださいと、こういうふうな制度としてやってきた。

結局、県の負担もあるものですから、結局、焦げつきがたくさん出てしまいますと、県のほうもどンドンあと幾らでもつぎ込めるのかという話になりますと、そうでもない。原資の限度もありますので、その辺は今後またいろんなところを考えながら緩和するとすれば、どういう対応ができるのかというのを検討していかなければいけないと思っております。

○吉野座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。宇都宮先生。

○宇都宮委員 福祉の制度だから宣伝をしていけない、広報をしないということにはならないと思います。今、まさに格差と貧困が広がっていますから。そういう面では生活保護制度と同じく、こういう制度についても広報を、本当に必要な方に情報が届くような広報を、まず徹底してやっていただきたいと思います。

それから、やっぱりこの制度が十分機能していない問題点は、先ほど大阪の林さんのほうから指摘があったとおり、環境整備、そのスタッフの問題をどうするかということはぜひ考えていく必要があるんじゃないかと思っておりますのと、それから焦げついた債権の処理を抜本的にどうするかということを考える必要があるんじゃないでしょうか。民生委員の方が、そういう滞納者に対する取り立てについて、かなり心理的プレッシャーを感じているというような状況では、本当に必要な方にこういう制度が行き渡りませんので、やはり今まで続けてこられた非常に評価すべき制度だと思いますけれども、今の状況に合わせて本当に使いやすい効果的な制度に抜本的に改める時期じゃないかと思っているので、ぜひ検討をよろしくお願いしたいと思います。

○吉野座長 ほかにございますでしょうか。

池尾先生いかがですか。

○池尾委員 リソースというんですか、予算と人員がやっぱりまだまだいろんな面で不足しているんだなという印象をさっきから持っているんです。ヤミ金融に対する取り締まりも頑張っていていただいていると思うんですが、これに関しても警察官が無限にいるわけではなくて、人員の制限とか予算の制約とかが当然あって、なかなか追いつかないところもあるんだとは思いますが、先日、「NHKスペシャル」でヤミ金のことをやっていましたよね。そのときに、明らかにヤミ金を映しているんですよ。あれはやっぱり取り締まってほしいなと思うんですよ。特定の機会に完全に表面にあらわれているということも事実として指摘されているわけですから、あれはもう次から許してはいけないと思うので、そういうのは徹底してい

ただきたいなと思います。

○吉野座長 ありがとうございます。

警察庁の方、何かございますか。

○四方警察庁生活安全局生活環境課生活経済対策室長 ご指摘のように、出てくる者も中にはいるのは確かでございます。これは、そういう機会をとらえて検挙するというのも私どもさせていただいておりますが、先ほど申しましたように、このヤミ金融業者の手口もどんどん巧妙化しておりますので、我々にとってそういうラッキーなことばかりではございません。

先ほどは申し上げませんでしたけれども、ほかの一般の犯罪、例えば泥棒だとか強盗なんかもそうなんです、残念ながら届け出をいただいたから全部検挙ができるというわけではないわけございまして、ヤミ金融の場合も、先ほど申しましたように大変巧妙な手口がはびこっている中で、私ども頑張っても、なかなかご相談いただいた案件すべてが検挙につながっていないというのは確かございまして、予算と人員の問題をご指摘いただきましたけれども、なるべく検挙していきたいというのは、私どもも同じ思いでございますので、頑張っていきたいと思っております。

○吉野座長 高橋委員どうぞ。

○高橋委員 おくれての参加で申しわけありません。

実は今まで、総務省のほうで地方公務員の臨時、非常勤など、任期付き雇用制度の会議をやっておりまして、そこで消費生活相談員の待遇改善等々で盛り上がっておりました。それでもわかりますように、個人の多重債務相談については消費者情報の創設の経緯もございまして、自治体の大変な努力もありましてネットワーク化が図られていて、一般の方たちに寄り添って支援をするような制度ができつつあると。

ただ、地域格差が大変にありますので、全国に広めていくということは非常に大切だと思うんですけども、もう既に進んでいるところはセーフティネット貸付けのフェーズに入り、さらに再発防止のためのカウンセリング、家計管理指導というところに入っています。

宇都宮先生の資料の12ページで、消費者向けに関しては上のほうにあります生活再生貸付事業とか、民間も動いてかなり進み始めたと思うんですが、この下半分の事業者向けのところに大きなネックがあると私は感じております。事業者向けに関しては、やはり個人とは相当に違い、既に商工ローンを借りているというケースでございまして、関係機関がネットワーク化できないと、中小事業者の救済というのが進まないというふうに思っております。

宇都宮先生の提出資料の9ページ目の資料2、マル経融資ですね。今の12ページの一番下に

あった融資について「詳細・ご相談をお近くの商工会議所まで」というふうに書いてあるんですけども、そもそも中小事業者が地元の商工会議所に行くということが非常に高いハードルです。いろんな情報が漏れてしまうから、相談にも行けない問題が現実にあるということです。

多分、その辺よくご存じで、同資料の6ページに「中小事業者向けの多重債務相談体制・融資のあり方」の図や、改正事項をお書きになっていらっしゃると思います。私はそれを読んでなるほどなというふうに思ったんですが、個人の多重債務者対策と同様に、中小事業者に対してもいろんなネットワークを組んで救済していかなければいけないと思っています。

同資料の中小事業者向け多重債務相談窓口のところに、「全国8ヶ所程度に共通電話での弁護士、その他による電話相談」と書いてありますけれども、地元で相談できない人たちをどう救済していくのかについて、全国8ヶ所とかというのが出てきたのだろうと想像しました。そのネットワークのつくり方に、個人とは違う工夫が相当に必要で、相談窓口のところに手形の不渡り対策とか、公正証書対策とか、一定の習熟したノウハウが必要なのでとお書きになっていらっしゃると思いますが、そういうところに注意すべきです。

それからもう一つは、先ほど商工ローンのお話のときに政府系の融資を使わないという話がありましたけれども、やっぱり使い勝手が悪いんだと思うんですね。これを使い勝手をよくしていく改善が必要で、例えば宇都宮先生の資料で言えばマル経融資の要件緩和ということで、商工ローンからの借りかえを認めたり、次のページに税金の完済を条件としないで分納を認めるべきとありますが、このあたりはやっていかなければいけないことだと思っています。

それから、セーフティネット保証制度の要件緩和、それから弁護士による任意整理の一環で金融機関への返済条件を緩和した場合には「金融検査マニュアル」の分類債権の区分について特例を設ける。このあたりも迅速に進めていかないと、中小事業者がなかなか救済されないと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○吉野座長 中小企業と個人の違いというのは、昔、証券化のときに勉強したときに、個人というのは所得があって、それで消費をして貯蓄するという、どんな職業でも同じパターンになるんですね。ですから、割合個人の指導というのはしやすいんですが、中小企業の場合には全部やっている業種が違います。ですから、なかなか個人と違ってその指導というのは非常に難しい。それが証券化が難しいという面があったと思うんです。

それから政府系金融機関の場合も、原資は財投債といますか、債券で発行してそれでやっているわけですから、先ほどの大阪府の林部長と同じように、そこで焦げついたときに、また新聞の一面に財政投融資は何やっているんだと。こんな規模の大きい財政投融資はやめろとい

うふうに批判されるわけですね。だから、そうだとすると、そういうところはやはりどういうふうにこの中でやっていくか。セーフティネットとして赤になってしまう部分があるわけですが、それをどうやって国民の皆さんに理解していただくかというところがなければ、永遠にこれは続いちゃうような気がいたします。

野村先生、どうぞ。

○野村委員 私もやはり今皆さんがおっしゃられますように、事業者向けの対策というのがかなりおくられているという認識を持っています。貸金業の改正のときも主として個人の場合を想定しながら議論されていて、中小企業者の話は何となく横に置いたまま改正が行われてきたという懸念がありますし、またその後の多重債務問題の対策についても、やはり個人先行ということやってきたというところがあるかと思えます。

しかしながら、中小企業者の場合は個人と余り変わりませんし、まさにそこで暮らしている方々にとってみますと、生活の基盤を失うという意味では同じような被害を持つものでありまして、事業者であるからといって救済しなくてもいいというわけでは、もちろんないだろうというふうに思います。

そういう中で、ちょっと発想を少し変えるべき点があると思うんですが、どうも個人のアナロジーでいきますと、倒産的なアプローチになってきまして、事業再生というよりは倒産という形になるんですが、これはもうある意味では負けの状況だと私は思います。中小企業者にとって一番の問題は資金ぐりの問題でありまして、これは生きているときの問題なのでありまして、そこでたまたま、例えばサイトの長い手形をつかまされてしまったとか、あるいは手持ちの手形が不渡りとなったために、それで自分の手形も落とせなくなったとかという、こういったようなところで資金ぐりのために融資を受けるという方々が多いわけなんですけれども、これまではそこを例えばかなり高利なものであっても借りてつないだという人たちに対してのニーズをどう考えるのかという部分があるはずなわけです。

この状況の中で資金ぐりに活用していた高利のローンというものを利用できない状況をつくった中で、どうやって資金ぐりをさせるのかというところから話をまず決めなきゃいけないと思うんです。そういう中で、例えば系列関係の中で優越的地位を持っているところが下請法に違反するような形で取引を強要していないかといった、そういう問題点。例えば手形でも、割引のできないような手形が出ていたりとか、そういったようなことはまだ世の中には存在していて、そういう中小企業者にとって極めて不便なビジネス環境というものをまず改善していくところから手をつけていく必要が、まだあるというふうには思います。

ですから、生きている会社、生きている中小企業者がどういう問題を抱えていて、その方々がどういうところで資金ぐりに窮して、それが今この新しい法改正でどこに詰まりが出てきたのかということをもまず分析をして、それに対する迅速な資金の提供のスキームというのを考える必要があるというふうに思います。

マル経の場合には、基本的には6カ月間、原則として商工会議所の経営指導を受けるということになっていますが、そういう条件を満たさなければ受けられないという融資であれば、仮に1,000万円が上限だとしても使えない融資だということになるんだろうと思いますので、そういう意味では何か緊急的な対策が必要なんじゃないかなと私は思います。

○吉野座長 ありがとうございます。これから何回か秋に議論すると、あるいはいろいろな方にヒアリングすると思いますが、ぜひ今ご指摘の中小企業向けに関しては、少し重点的にヒアリングをさせていただきたいと思っておりますし、それからきょうは大阪と東京という大都市だったわけですけれども、地方でも随分中小企業あるいは個人の方々が苦しんでいるところがありますから、そういう意味では、できれば地方の方にも来ていただくということも考えさせていただきたいと思っております。

ほかにございますでしょうか。

では、須田委員どうぞ。

○須田委員 今の企業と個人、私最近ちょっと現場取材していると、これは分けて考える必要があるのかなと。先ほど野村委員が言われたように、個人向け多重債務問題に比べて中小企業向け問題というのは多少おくらしている。私もそういう認識を持っているんですが、特に中小というよりも小零細ですよ。要するに、小零細業者に話を聞いていくと、驚くべきことに商工ローンから借りているだけじゃなくて、資金ぐりとしては、消費者金融であるとか、あるいはクレジットカードのキャッシング、あるいはローン関係から借りているケースもあって、それで企業の資金ぐりをつけているという状況もあるんですね。ですから、個人として多重債務状態であるし、あるいは企業としても企業体と言ったらいいんですかね、債務超過状態であるというような状況というのは表裏一体、コインの裏表の状況になっていて、どちらが破綻するのが先なのかという問題だけにしかすぎないんですね。

ですから、密接不可分なんだろうと。要するに個人の多重債務問題と、その人たちが企業経営者であるとするならば、その中小企業の債務問題というのは一体の関係にあるんだというふうな認識を持っていかないと、これを分けて考えるということは余り意味がないんじゃないか。これは個人の問題、企業の問題というふうに分離して考えることは余り意味がないのかな

という感じがしますね。

それともう一つは、新銀行東京の借入先、借りていた人たちに話を聞いていきますと、先ほどの東京都のケースで、なるほどな、新銀行東京がああいった経営状況になるのもむべなるかなと、だれも貸さないから商工ローンに行くか、新銀行東京へ行ったケースがこの百数十件という件数で出てきたんだらうなど。金融庁も大変だなというような印象を持ちますけれども、新銀行東京が金を貸してくれなくなると、あるいは経営破綻になると困るという小零細業者はたくさんいるんですね。

あなた方は新銀行東京から借りる前にどういったところと取引していたんですかと。信金、信組から取引しましたと。それで、運転資金を貸してくれなくなったんですと。なぜ貸してくれなくなったんですか。その前に何か経営再建計画なり、再建計画書なりを求められませんでしたかというようなことを聞くと、大体10人中8人、9人が求められたと。その中で、例えば人員整理とか求められませんでしたかと。いや、求められた。でも、首を切るわけにいかないから、従業員は家族と一緒にだからそれはできないと言ったら、貸してくれなくなった。それで、新銀行東京は貸してくれたということなんですよ。

そうすると、そういった経営のあり方自体が果たして正しいことなのか。それで貸すことがいいことなのか。それが公的融資という手段を使つての貸すことが救われるのかということ、私はそうは思わないし。ですから、先ほどの商工連合会の専門経営指導員の方であるとか、そういった相談をするというか、相談業務というのを充実していく必要、あなたの企業はこのままでいったらこうなりますよというようなことを、これは指導員がやるべきことなのか、それまではある種地域金融機関、共同金融機関ということで信金、信組がやるべきことなのか、この辺はちょっと考える必要があると思いますけれども、やはりそこでただ単純に資金ぐりをつけること自体だけが正義ではないなという感じがしてなりません。

その結果は、要するに公的金融機関が、あるいは公的資金が新銀行東京と同じようになるということを容認するということになりますのでね。そういたずらに金さえ出していけばいいという話じゃないと思いますね、そこは。

○吉野座長 では、野村先生どうぞ。

○野村委員 私の発言にやや誤解があったかもしれませんので申し上げますが、個人と中小事業者の間で同じ現象が起こっているということは前提です。したがって、最初の須田先生のおっしゃったことは全く同じなんです。同じ現象というのは、中小企業者あるいは零細企業者であっても、個人が借りているようなローンに手を出していて、多重債務者と言われているの

と同じようなローンに手を出して資金ぐりをしてきたという事実があるという、この前提認識は全く一緒であります。ただ、それが遊興費のために借りているのではなくて、ある意味では企業の資金ぐりをつけるためにしょうがなく手を出しているという方々も結構いて、その部分をこの法改正によって借りられなくするという状況が起こったわけですね。

それは例えば個人の方が遊興費に使うために借りていたのであれば、それは生活改善を行って自分の生活を改めれば良いという部分もあるわけですが、そうじゃなくて、今までここで資金をつないできた人たちにとってみると、その手段が一つなくなっているということなんです。

でも、まさに須田先生おっしゃられたように、そのやり方は経営としては間違いだと私も思います。かといって、さはさりながらそこで、例えばじゃ、今、借りられなくなりました。あなたの生活を見直して一から家計簿つけて生活をやっていきましょうというプログラムと、今企業がとにかく動いている中で、たまたまた手形を受け取っていたところが倒産して困ってしまって、しょうがなく資金をかき集めてという、こういうことをやっている人との間に動機におおいてやや違うところがあって、そこに激変緩和措置はいらないのかという思いがするわけです。あるいは、もうちょっと社会全体の中でなぜそういうことが起こったのかということの分析というものをやった上で改革を考えるべきであって、そこを個人のアナロジーにしてしまいますと、大切な対策が抜け落ちるんじゃないかと。そういう趣旨の発言であります。

○吉野座長 ありがとうございます。

やはりどうしても相談窓口とか、あるいは情報、こういうものがきょう皆様からのご意見が多かったと思います。ちょっと時間になりましたので、もしご質問、あるいはご意見がございましたら、メールなどで事務局のほうで、きょう時間になりましたのでお寄せいただきたいと思えます。

最後に今後の予定につきまして、小野参事官お願いいたします。

○小野信用制度参事官 本日は貴重なご意見をいただきましてまことにありがとうございます。本日のご議論も踏まえまして、引き続き効果的な多重債務者対策につきまして関係省庁とともに検討を進めてまいりたいと思えます。また、今後のヒアリングにつきましても、本日のご意見を踏まえながら、皆さんとご相談させていただきたいと思えます。

次回の予定でございますが、次回の有識者会議は9月上旬を予定しております。議題は、自治体の相談窓口の状況について、それから地域におけるセーフティネットに関する取り組みについて、3番目に学校における金融教育の現状につきまして、実際に高校で教鞭をとっていら

っしやる先生方にお話をお聞きしたいと思っております。日程が確定いたしましたら、後日、正式にご連絡させていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○吉野座長 宇都宮先生どうぞ。

○宇都宮委員 9月の上旬ということですが、ぜひお願いがあるんですけども、ことは9月の初めから12月まで、昨年12月に行った「全国一斉多重債務者相談ウィーク」に続き、「多重債務者相談強化キャンペーン」が始まるんですね。それで今週の水曜日に全国の弁護士が集まって日弁連の多重債務協議会が行われたんですけども、そういう人たちに私は相談強化キャンペーンをしっかりとやってくれということをお願いしたんですけども、広報をぜひ積極的に金融庁あるいは総務省を通じて都道府県の自治体にやってもらいたいと。多重債務者掘り起こしのためですね。そういう要望が出されましたので、お伝えしておきます。

それからもう一つ、広報やるときに、法務省の関係者が来ていますけれども、法テラスのほうも一緒になって「多重債務者相談強化キャンペーン」の広報をぜひやっていただきたいという要望が出ましたので、よろしくお願いします。

○吉野座長 金融庁、総務省、皆さん広報のほうどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、活発なご意見どうもありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。

午後6時02分 閉会